



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



～新型コロナウイルス感染症における
弊所の業務体制につきまして～

4月7日に発令されました緊急事態宣言により、弊所は、時差出勤・交代制出勤・在宅勤務を複合して行うことにいたしました。情報の取り扱いにつきましては、十分に注意管理を行いつつ、お客様からお預かりいたします業務につきましては、所員一同、極力支障の出ないように努める所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

一日も早くこの事態が終息しますよう、心から願っております。

★4月のお仕事カレンダー★



4/1	● パート・有期法施行、時間外労働の上限規制の中小企業への適用開始、改正派遣法施行
4/10	● 2020年3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/16	● 2019年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限(本年のみ特例で延期された期限)
4/30	● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告書(1~3月分)の提出



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
コンビニエンスストア 販売員	1,047	964	大阪市内
	915	899	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面(各月2週分)

データ数：932,177件

**新型コロナウイルス感染症による企業支援策
(令和2年4月10日 厚労省発表)**

●雇用調整助成金の特例措置の拡大

①休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を引き上げ

【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】

②以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乗せ

【中小企業：4/5 から 9/10 へ】【大企業：2/3 から 3/4 へ】

ア 令和2年1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの間に事業所労働者の解雇等（解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと

イ 賃金締切期間（判定基礎期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（1月24日から判定基礎期間の末日まで）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること

③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ

教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるように、加算額の引き上げを行います。

【中小企業：2,400円】【大企業：1,800円】

④新規学卒採用者等も対象

新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。（この特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。）

⑤支給限度日数に関わらず活用できる

「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。

⑥雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象に

事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む））などが対象となります。

●小学校休業等対応助成金等の新設

臨時休業等した小学校等に通う子の保護者に対して、法定の有給休暇とは別に、有給（賃金全額支給）での休暇を取得させた事業主を助成。

⇒対象となる社員が当該有給の休暇を取得した場合、中小企業・大企業ともに、その支払った賃金相当額が支給されます（1人1日当たり8,330円が上限）。対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定となっています。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

